

## 戦略ワーキンググループの開催について

令和 4 年 7 月 29 日  
戦略ワーキンググループ

## 1. 今後の戦略ワーキンググループの位置づけ

- (1) 「戦略ロードマップ」の策定に向けて、実務レベルで技術的な検討を行うため、2016 年 12 月に高速炉開発会議の下に「戦略ワーキンググループ」が設置され、2018 年 12 月に「戦略ロードマップ」が決定された。
- (2) 「戦略ロードマップ」に基づき、開発作業の進め方については、原子力関係閣僚会議及び高速炉開発会議において官民が連携した体制で、「戦略ロードマップ」のフォローアップ、必要に応じて改定等の議論を実施していくこととなっている。
- (3) 上記を達成するためには、引き続き実務レベルにおける技術的な検討が必要であり、高速炉開発会議の下に設置された「戦略ワーキンググループ（以下「本ワーキンググループ」）」の枠組みを継続する。

## 2. 構成等

- (1) 本ワーキンググループは、引き続き、高速炉開発会議のメンバーの所属する組織の実務担当者で構成する。
- (2) 他方、現在、「戦略ロードマップ」に基づいた多様な技術間競争（ステップ 1）が実施されており、技術の絞込みについては、国、原子力機構、電気事業者が主体となり、メーカーの協力を得て実施することとなっている。これらを踏まえ、一定の技術が選択されるまでは、メーカーは本ワーキンググループの構成メンバーに加えず、必要に応じて本ワーキンググループに招致することとする。
- (3) 本ワーキンググループは、必要に応じて、(1) (2) に掲げる者のほか、関係事業者、有識者等の参加を求めることができる。

## 3. 庶務

会議に係る庶務は、経済産業省資源エネルギー庁電力・ガス事業部原子力政策課が行う。

## 4. その他

本ワーキンググループは、原則として公開する。